

平成29年度第1回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 平成29年4月17日（月）14時～15時30分

場 所： 市役所第2庁舎306会議室

出席委員：

新保國弘会長、赤坂郁美副会長、金森有子委員、朽津和幸委員、吉永明弘委員、和田まつゑ委員、岡田啓治委員、中村悦子委員、和田登志子委員

事務局：

田中環境部長、染谷環境部次長兼環境政策・放射能対策課長
伊原環境政策・放射能対策課長補佐、宮田環境保全係長、遠藤環境政策係長、小山内主事

傍聴者：2名

議 題：

- (1) 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の改正について
- (2) その他

資 料：

- 資料1 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例
- 資料2 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例施行規則
- 資料3 流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の改正について
- 資料4 平成28年度における違反者への勧告状況
- 資料5 路上喫煙防止重点区域図
- 資料6 路上喫煙等に関する条例 近隣市実施状況一覧

発言者	要旨
(議題1)	流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の改正について
事務局	今回の条例改正では、路上喫煙対策を強化するため、重点区域内における路上喫煙の過料を直接罰化することを検討している。このことについてご意見を伺いたい。 ～条例の改正概要について説明～
新保会長	事務局から説明があったが、意見はあるか。
和田(ま)委員	国において健康増進法の改正による受動喫煙防止対策の強化が議論されているが、この法改正を待たずに本条例の改正を行うのか。
事務局	国の法改正は建物内での受動喫煙の話であるが、本条例は屋外の路上喫煙の話であり、その目的も健康増進のためではなく環境美化と歩行者の危険防止を目的としたものである。そのため、国の法改正を待たずに条例改正は行いたい。
和田(ま)委員	法改正がされると市内の小規模な飲食店も原則禁煙となる可能性があるが、喫煙室を設置できる場所は少ない。喫煙できる場所が少なくなってしまうので市は喫煙場所について考慮していただきたい。
事務局	法改正がされた場合に喫煙場所が少なくなってしまう可能性があることは承知している。市内の重点区域内における喫煙所の設置について、状況を判断しながら検討したい。
和田(ま)委員	本条例では犬のふんの放置も禁止事項となっているが、これまでに勧告を行った事例はあるか。
事務局	これまで勧告した事例はないが、放置行為を発見した際には指導を行っている。
岡田委員	路上喫煙の勧告について、違反者が逃げることはあったか。
事務局	逃げたり食って掛かったりすることはまれにあるが、比較的素直に喫煙をやめてもらえる場合が多い。このため、

	これまで勧告に従わずに過料に至ったケースはない。
和田（ま） 委員	路上喫煙に関して平成28年度は143件の勧告を行っているが、この件数は路上喫煙行為とポイ捨て行為の合算か。
事務局	すべて路上喫煙行為に対する勧告の件数である。
和田（ま） 委員	電子タバコの路上喫煙は条例の禁止行為に該当するか。
事務局	電子タバコの種類によるが、高熱の発生等により歩行者等の安全が侵害されるものでない限りは、該当しないものと考えている。
新保会長	受動喫煙に関する市の担当課はどこか。
事務局	健康増進課である。
新保会長	指定喫煙所の設置に関することは環境政策・放射能対策課が担当するのか。
事務局	そのとおりである。どのような場所に必要であるといったご意見があれば検討をしたい。逆に、ない方が良いというご意見もあれば伺いたいが、喫煙所が重点区域内にまったくないとすると喫煙者の苦情やポイ捨て行為が増えてしまう可能性があると考えている。
新保会長	これまでの環境審議会重点区域について議論した際は、喫煙所は必要だという話になっていたと思う。
金森委員	直近の数年間で市の路上喫煙に係る予算額が増えているようだが、なぜか。
事務局	重点区域を平成27年に新たに指定したが、それに伴い、パトロール人員を増やす等の対応を行ったためである。
金森委員	路上喫煙行為の勧告について、どの時間帯が多い等の何かしらの傾向はあるか。
事務局	早朝と夜間が多い傾向にある。
金森委員	パトロールの人件費が多くかかっていることと、タバコの喫煙は権利であることから、喫煙したい人が多い場所では公式に吸える場所を増やすというのもやり方のひとつである。ただ、指定喫煙所が、駅からの帰路の導線上行きづ

	<p>らい場所にある場合は、喫煙所以外の場所で路上喫煙している人が多いように思うので、設置場所は考慮すべき。</p> <p>また、直接罰化するにあたっては、周辺の店舗に説明の機会を設けた方が良い。特に、居酒屋等の敷地内に灰皿が置いてあり、そこで喫煙をしている人を見かけることがある。その灰皿を使って喫煙をした際に過料を取られるのは少し不憫に思う。そのため、公式に喫煙できる場所の整備をお願いしたい。</p>
新保会長	<p>南流山駅周辺は巡回数に対する勧告件数の割合が高いようだが、なぜか。</p>
事務局	<p>南流山駅は乗り換えで他市の利用者が多く、住民も独身者が多い傾向にあり、また喫煙所の場所が少し離れていること等が要因として考えられる。</p>
新保会長	<p>駅によって勧告件数の割合が異なるため、それぞれの駅で要因の分析を行うべきである。</p>
和田（登） 委員	<p>直接罰化には賛成である。ただし、十分に周知を行うべき。現状では条例があまり周知されていないように感じる。重点区域内で路上喫煙をしていた方に注意すると、禁止されていることを知らなかったようで、すぐに消してくれたことがある。</p> <p>また、市内全域でポイ捨て行為が禁止されていることも併せて周知すべき。</p> <p>広報や回覧による周知は有効だが、広報を読まない人もいるし、自治会に入らず回覧が回ってこない場合もあるので、市民がお互いに声かけができると良い。</p> <p>商店においても喫煙スペースを提供する店舗が増え、喫煙者が安心して喫煙できる街になると良い。</p>
新保会長	<p>違反行為者への声かけは、時には危険が伴う可能性があることに留意が必要である。</p>
和田（登） 委員	<p>自治会の集会において市民同士で知らせあうことも可能である。</p>
新保会長	<p>自治会に入っていない人への周知も必要。企業に協力を</p>

	呼びかける方法もある。
赤坂副会長	重点区域になっている駅には、市外から初めて来る人も多く、路上喫煙が禁止されていることがわからず吸ってしまい、過料対象となる場合があると思うが、どうか。
事務局	重点区域で知らずに喫煙してしまうことがないように、看板、路面シール、デジタルサイネージ等のあらゆる方法で路上喫煙禁止の旨を周知することで対応したい。
赤坂副会長	今回、路上喫煙防止対策の強化にあたり、直接罰化するきっかけは何か。
事務局	柏市、松戸市などの近隣市は直接罰で過料を科している実績をあげていることと、本市は人口が大幅に増加傾向にあるため、間接罰のままでは対応できないのではないかと思われたことによる。
岡田委員	近隣市では直接罰化することで成果が上がったのか。
事務局	当初間接罰で始めて後から直接罰に変えた事例が近隣市ではないため変化は把握できていないが、直接罰化することで抑止効果は上がるものと考えている。 一方で、平成30年4月1日を予定している条例施行日からすぐに直接罰で過料を科すかどうか、あるいは一定の移行期間を設けるかについては今後検討したい。
岡田委員	一定の移行期間はあると良いと思う。
和田（登）委員	条例改正について、周知徹底が必要である。防災行政無線で周知することはできないか。
事務局	防災行政無線は災害時等における情報伝達手段として使用するものなので、難しい。
新保会長	市民に伝えなければならないことはたくさんある中で、本条例の話だけというのは難しい。また、高齢者も多く、目や耳が不自由な方もいる。周知徹底を完全に行うのは困難である。
岡田委員	周知徹底の必要性は確かにあるものの、現実的には必ずしもすべての人に徹底して伝えることはできないので、そのことを踏まえて考えないといけない。

事務局	市としてはできるだけ多くの方に周知していきたいと考えている。具体的な手法については、他市の事例も参考にしつつ、今後検討していきたい。
新保会長	勧告を受けた人が携帯灰皿を持っている割合はどれくらいか。
事務局	正確な割合はわからないが、携帯灰皿を持っていたことが多い。
新保会長	携帯灰皿を持っていない場合には、条例に関するメッセージを書いた携帯灰皿を渡せると良い。
事務局	市では携帯灰皿を持っていない場合には手渡しており、同時に、条例について記載されたイエローカードを渡している。
(議題2) その他	
事務局	次回の審議会は、5月29日(月)午後2時からで、条例改正について諮問を行うことを予定している。なお、条例改正に関して何かご意見があれば4月28日(金)までに事務局に連絡されたい。
新保会長	他に意見がなければ、本日の審議は以上とする。
閉会	